

遠別町水防計画

遠別町防災会議

(平成26年5月20日)

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の方針	1
-----------	---

第2章 水防組織

第1節 遠別町の組織	4
第2節 水防管理団体相互の応援及び警察官の援助の要求等	5

第3章 重要水防区域及び水防施設

第1節 重要水防区域	6
第2節 水防施設	7

第4章 通信訓練

第1節 気象・水位等の観測、通報・連絡等	8
第2節 気象警報等の通信連絡	9

第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制	11
第2節 監視及び警戒	12
第3節 警戒区域	13
第4節 水防作業	13
第5節 避難及び立退き	14
第6節 非常輸送	14
第7節 水防信号	14
第8節 水防標識及び立入検査証	15

第6章 公用負担及び公務災害補償

第1節	公用負担	16
第2節	公務災害補償	17

第7章 水防報告

第1節	水防報告	18
-----	------	----

第8章 水防訓練

第1節	水防訓練	19
-----	------	----

第 1 章 総 則

第1章 総則

第1節 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる遠別町が、同法第33条第1項の規定に基づき、遠別町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、遠別町の地域にかかる河川又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第4項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 水防警報（水防管理者）

水防管理者が、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときに、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるために行う発令をいう。

※通常は、法第2条第7項及び法第16条に規定される水防警報にも、水防警報（水防管理者）にも、同じ「水防警報」という用語が用いられている。

(10) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(11) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(12) 避難判断水位（特別警戒水位）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）をいう。

(13) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(14) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

3 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、道の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮るとともに、北海道知事に届け出るものとする。

4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の

避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第 2 章 水防組織

第2章 水防組織

第1節 遠別町の組織

1 組 織

遠別町は、洪水、高潮、その他による水災の発生、又は発生するおそれがあるときは、遠別町災害対策本部条例（昭和39年条例第23号）の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の統括は、総務課で行うものとする。

2 遠別町防災会議

法第32条第1項の規定に基づく水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議は、遠別町防災会議が行うものとする。

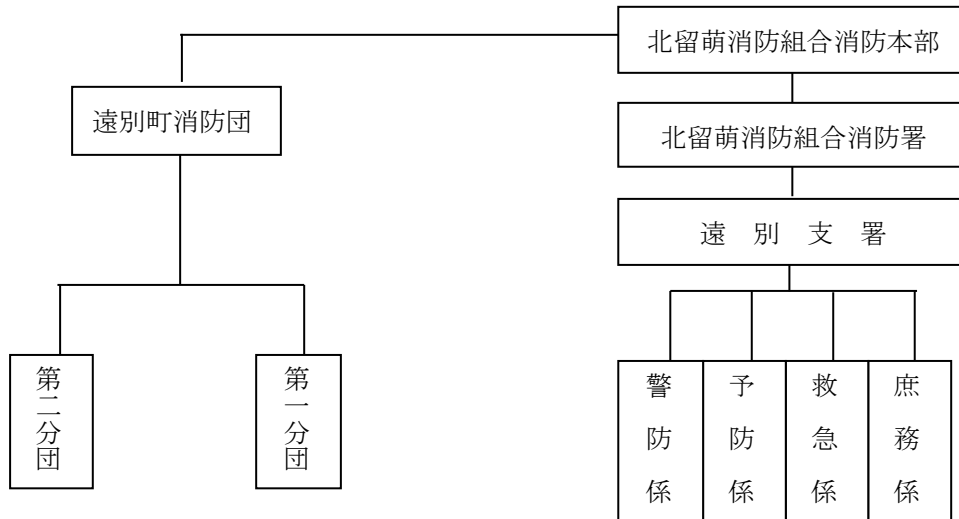
3 遠別町水防本部の組織及び所掌事務

水防本部の組織及び所掌事務は、遠別町地域防災計画第2章第1節「遠別町防災会議」を準用するものとする。

4 消防機関の組織と管轄区域

消防機関の組織及び消防職団員の配置は、次のとおりである。
なお、管轄区域は、町全域とする。

(1) 消防組織図



(2) 遠別支署の職員構成 (平成26年2月1日現在)

階級別 所属別	消防 監	司令 長	司令	司令 補	士長	副士 長	消防 士	事務 吏員	計
遠別支署	—	—	1	4	2	1	2	—	10

(3) 消防団員の配置と管轄区域 (平成26年2月1日現在)

区分 団分団名	団員数 (定数)	管 轄 区 域
団 本 部	7人	遠 別 町 の 全 区 域
第 1 分 団	34人	
第 2 分 団	34人	
合 計	75人	

第2節 水防管理団体相互の応援及び警察官の援助の要求等

1 水防管理団体相互の応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、法第23条第1項の規定に基づき、他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めることができる。

2 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条の規定に基づき、天塩警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その他、水防法に規定されている警察署に関連する事項は、次のとおりとする。

- (1) 警戒区域の監視 法第21条第2項
- (2) 警察官の出動 法第22条
- (3) 警察通信施設の使用 法第27条第2項
- (4) 避難、立ち退きの場合における措置 法第29条

3 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水防上自らの能力で処理することが困難な事態が予測されるときは、遠別町地域防災計画第3章第2節「自衛隊による災害派遣」に定めるところにより、北海道知事（留萌振興局長）に対して派遣要請を依頼するものとする。

第3章 重要水防区域及び水防施設

第3章 重要水防区域及び水防施設

第1節 重要水防区域

1 重要水防箇所

町内河川等の重要水防箇所は次のとおりである。

遠別川が氾濫した場合の浸水想定区域について、洪水ハザードマップの作成に努める。

(知事管理区間)

番号	河川名	左右岸別	起点位置 (km)		終点位置 (km)		延長 (km)	重要度	築堤	備考
			地区名	位置名称 (距離)	地区名	位置名称 (距離)				
1	遠別川	左岸	久光	(道)中央橋から 0.70 km 下流 (6.50)	久光	(道)中央橋から 0.50 km 下流 (0.50)	0.20	B	有	
2	〃	左岸	共栄	(道)第1共栄橋から 0.45 km 下流 (14.50)	共栄	(道)第1共栄橋から 0.05 km 下流 (14.90)	0.40	B	有	
3	〃	左岸	共栄	(道)第2共栄橋から 0.20 km 下流 (15.80)	共栄	(道)第2共栄橋から (16.00)	0.20	B	有	
4	〃	右岸	本町	河 口 (0.00)	富士見	(国)遠別橋から 0.40 km 上流 (1.00)	1.00	B	有	桶門
5	〃	右岸	幸和	(国)遠別橋から 1.60 km 上流 (2.20)	幸和	(国)遠別橋から 2.00 km 上流 (2.60)	0.40	B	有	
6	〃	右岸	久光	(道)中央橋から 3.20 km 下流 (4.00)	久光	(道)中央橋から 2.80 km 上流 (4.40)	0.40	B	有	
7	〃	右岸	共栄	(道)第2共栄橋から 0.60 km 下流 (16.60)	共栄	(道)第2共栄橋から 0.80 km 上流 (16.80)	0.20	B	有	
8	ウツ川	左岸	啓明	(国)宇津々橋から 1.65 km 上流 (2.10)	啓明	(道)宮下橋から 0.35 km 下流 (2.60)	0.50	B	有	0.6 樋門
9	ウツ川	左岸	啓明	(道)宮下橋から 1.65 km 上流 (4.60)	啓明	(町)東六号橋から 0.75 km 下流 (5.55)	0.95	B	有	
10	ピシクシュ ウツナイ川	左岸	清川	(町)清川六号線橋から 0.23 km 下流 (3.07)	清川	(町)清川六号線橋から 0.05 km 下流 (3.25)	0.18	B	有	
11	ピシクシュ ウツナイ川	右岸	清川	(町)清川六号線橋から 0.10 km 下流 (3.20)	清川	(町)清川六号線橋から 0.05 km 上流 (3.60)	0.40	B	有	

第2節 水防施設

1 雨量・水位観測所

遠別町の区域内に設置された雨量・水位観測所は、次のとおりである。

(1) 雨量・水位観測所

所轄区分	観測所名	種別	水系名	河川名	所在地
留萌建設管理部	共栄	水位	遠別川	遠別川	遠別町字共栄 688 番地 (第1共栄橋地点)
	大成	雨量	遠別川	遠別川	遠別町字大成 50 番地 (永代橋地点)
旭川地方气象台	遠別(気象)	雨量	遠別川	その他	遠別町字幸和

(2) 水位観測所基準水位一覧表

観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
共栄	42.83	44.26	—	45.96	—

2 水防資器材の備蓄

遠別町及び関係団体の水防用資器材の備蓄は、次のとおりである。

なお、遠別町及び関係団体の備蓄する資器材に不足が生じたときは必要に応じ、関係機関、民間等から発注調達するものとする。

(1) 水防資器材

○遠別町除雪センター : 遠別町字本町3丁目

品名	数量	品名	数量
スコップ	2 丁	掛矢	1 丁
かます	75 袋	トンパック	100 袋
土のう	750 袋	ビニールシート	17 枚

(2) 消防機関保有水防資器材

○北留萌消防組合消防署遠別支署 : 遠別町字本町4丁目

品名	数量	品名	数量
スコップ(剣先)	21 丁	スコップ(角)	12 丁
掛矢	5 丁	かま	19 丁
おの	3 丁	くわ	5 丁
つるはし	14 丁	胴長	13 足
懐中電灯	11 個	投光機	1 機
担架	1 台	ロープ	5 巻

3 樋門、樋管の操作

水防管理者は、気象状況等の通知を受けた場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて水門の適正な開閉操作を河川管理者に要請する。

水門管理者は、操作担当責任者に操作等について周知徹底を図り、支障のないようにする。

第 4 章 通信連絡

第4章 通信訓練

第1節 気象・水位等の観測、通報・連絡等

1 雨量の観測及び通報・連絡

雨量観測所の管理者は、次に定める通報要領により管理する観測所の雨量を雨量・水位観測通報系統図に定めるそれぞれの関係機関に通報するものとする。

2 水位の観測及び通報・連絡

水位観測所の管理者は、水防団待機水位に達したとき、次に定める通報要領により管理する観測所の水位を雨量・水位観測通報系統図に定めるそれぞれの関係機関に通報するものとする。

【通報要領】

通報対象の観測所について、原則として雨量・水位ともに国土交通省「川の防災情報」、市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関へ通報するものとみなす。

ただし、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測地を掲載できないときは、以下の基準で関係機関へ通報する。

(1) 雨量

ア 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

イ 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

(2) 水位

水位が次の各号の何れかに該当したときに通報する。

ア 水防団待機水位に達したとき。

イ はん濫注意水位に達したとき。

ウ はん濫注意水位を超え、再びはん濫注意水位となるまでの毎正時。

エ はん濫注意水位以下になったとき。

オ 水防団待機水位以下になったとき。

カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(3) 水防管理者への情報提供

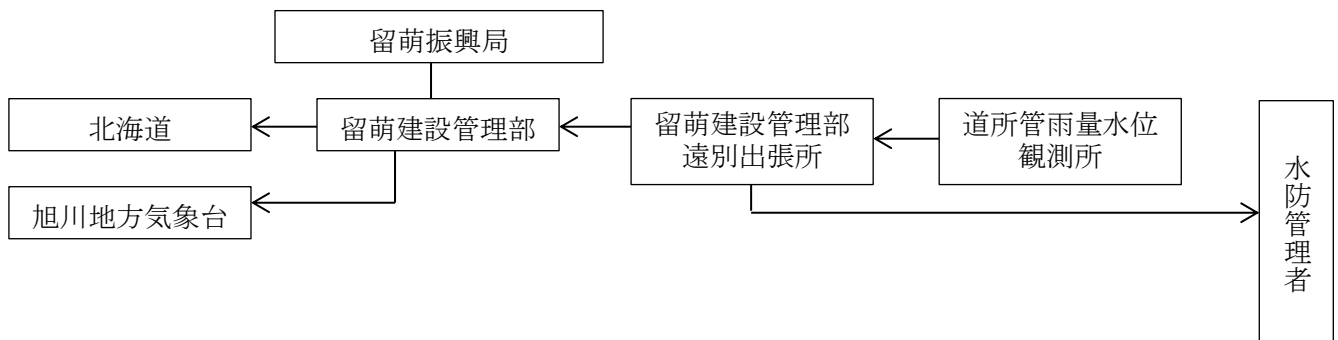
水防管理者から要請があったときは、雨量等の情報を通報する。

(4) 通報方法

通報は、電話又は防災無線により行うものとし、これに因りがたいときはファクシミリ及び電子メールにより行う。

3 雨量・水位観測所の通報系統

雨量・水位観測の通報系統は、次のとおりとする。



4 水防管理者の情報収集

水防管理者は、水防活動用気象予警報等が発表され、留萌振興局からの通報を受けた場合、又は洪水等の災害のおそれがある場合には、インターネットにより防災気象情報提供システム（気象庁）及び市町村向け「川の防災情報」（国土交通省）等を活用し、随時雨量及び水位情報の収集・把握に努めなければならない。

第2節 気象警報等の通信連絡

1 水防活動用気象予警報等

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、旭川地方気象台から発表される次の水防活動用気象予警報等の処理に遺漏のないようにしなければならない。

(1) 水防活動用気象予警報等の種類

区分	種類	発表機関	摘要
防災気象情報 法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報、大雨警報、 洪水注意報、洪水警報、 高潮注意報、高潮警報	旭川地方気象台	水防活動用として、特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報に含めて発表

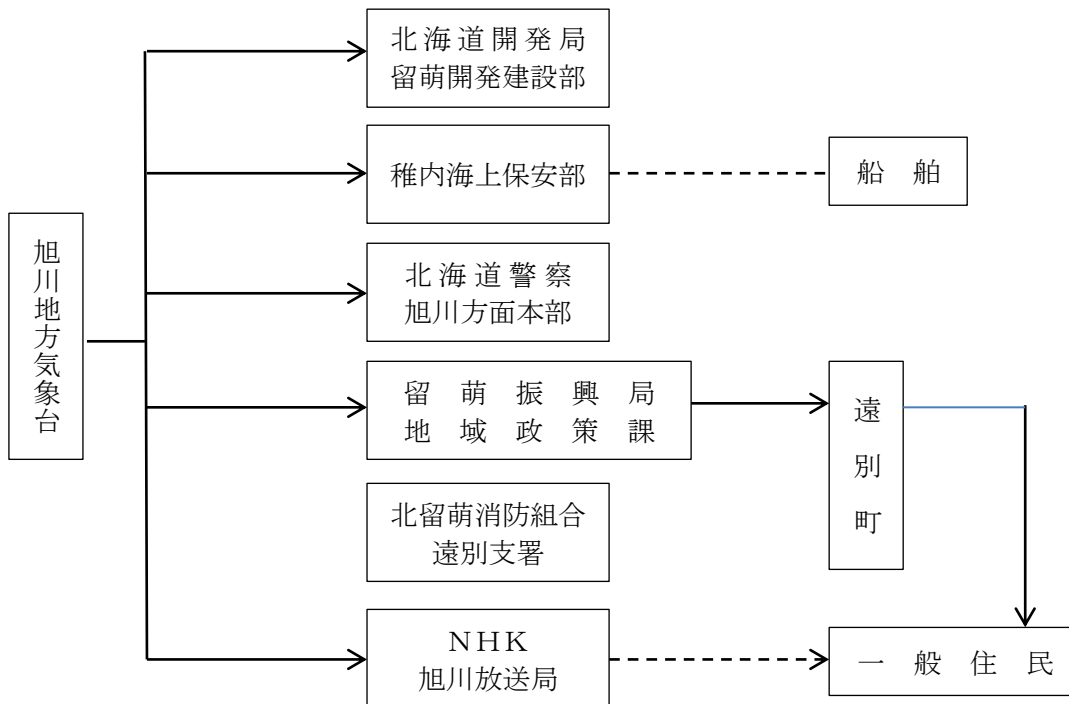
(参考) 洪水の危険のレベルに対応した表現等

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル1	(表現なし)	水防団待機水位	水防団待機
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	はん濫注意水位	市町村は避難準備情報(要援護者避難情報)発令を判断 住民は、はん濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導

2 水防活動用気象予警報等の伝達

水防管理者は、水防活動用気象予警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

(1) 水防活動用気象予警報伝達系統図



(..... は放送・無線)

(2) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達

遠別町は、浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する次の施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

	名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
1	特別養護老人ホーム友愛苑	本町1丁目	7-3402	7-3431
2	幼児センター	本町5丁目	7-2744	7-2530
3	遠別町立国保病院	本町1丁目	7-2211	7-2210

第5章 水防活動

第5章 水防活動

第1節 水防非常配備体制

1 遠別町の非常配備体制

遠別町は、法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水及び高潮による危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。

なお、災害対策本部が設置されたときは、遠別町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

(1) 非常配備基準

種別	配備時期	配備内容
第1種 非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 その他必要により本部長（水防管理者）が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のための各対策部の班長及び総務対策部総務班をもってあたるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2種 非常配備	1 局地的な災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生したとき。 2 その他必要により本部長（水防管理者）が当該非常配備を指令したとき。	各班の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第3種 非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長（水防管理者）が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な被害が発生したとき。	本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。

(2) 消防機関の非常配備基準

種別	配備時期	配備内容
第1種 非常配備 (待機)	1 大雨警報、洪水警報、高潮警報が発表され又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき。 2 北海道知事から待機の指示を受けたとき。	1 消防職・団員のうち分団長以上の招集を行い、状況に応じ直ちに出勤できるよう非番の職員に対し、自宅待機を指示する。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。
第2種 非常配備 (準備)	1 大雨警報、洪水警報、高潮警報、はん濫警報情報（洪水警報）が発表され、又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 2 北海道知事から準備の指示を受けたとき。	1 消防職全員及び消防団員の一部を招集し、各隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員の派遣を行い連絡情報の収集につとめること。 3 出動車両の点検整備及び救命ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資器材及び各隊装備機材の整備、準備を行うこと。 5 出動の場合の順路検討、これに伴う対策の確認を行うこと。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
第3種 非常配備 (出動)	1 大雨警報、洪水警報、高潮警報、はん濫警戒情報（洪水警報）、はん濫危険情報（洪水警報）、はん濫発生情報（洪水警報）が発表され、または雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき。 2 北海道知事から出動の指示を受けたとき。	1 消防職、団員の全員を招集し隊の編成を行い、現地に出動、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

2 非常配備を指令したときの措置

水防管理者が非常配備を指令したときは、水防関係のある機関に通知するとともに、留萌振興局長に報告するものとする。

第2節 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。

巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。

地区別巡視責任者は経済課管理係とする。

2 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、以上を発見したときは、直ちに水防管理者に連絡するものとする。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- (1) 裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の以上
- (7) 溜池等については、前各号の他、次の事項について注意するものとする。
 - ア 取入口の閉鎖状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水並びに浮遊物の状況
 - エ 余水吐及び放水路付近の状況
 - オ 重ね池の場合の上部溜池の状況
 - カ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ
- (8) 海岸等については、次の事項について注意するものとする。
 - ア 防波堤、防潮堤、護岸等の決壊、移動状況
 - イ 消波ブロック等の状況
 - ウ 海岸の流失等の状況

第3節 警戒区域

1 警戒区域の設定

- (1) 法第21条に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から撤去を命ずることができるものとする。
- (2) 前号の定める場所において、水防団長、水防団員、若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員、若しくは消防機関に属する者の職務を行うことができるものとする。

2 警戒区域設定の報告

前項の警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者、警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業

1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施するものとする。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

2 水防工法

水防工法は、木流し、シート張り、月の輪、積土のう、改良積土のう等とする。

第5節 避難及び立退き

1 避難及び立退きの指示

水防管理者は、堤防等が決壊した場合、又は破堤のおそれのある場合は、遠別町地域防災計画第3章第5節「避難と受入、警戒区域の設定」の定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、水防管理者が避難のため立退きを指示する場合には、北海道知事（留萌振興局長）及び天塩警察署長に通知しなければならない。解除公示した場合も同様とする。

2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のため立退きを指示することができないと認められるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

なお、警察官が立退きを指示したときは、直ちに水防管理者に通知しなければならない。

3 避難及び立退きの順序

避難及び立退きの順序は、遠別町地域防災計画第5章第4節「避難と受入、警戒区域の設定」によるものとする。

4 避難者の輸送

避難者の輸送は、遠別町地域防災計画第3章第11節「緊急輸送」によるものとする。

5 避難場所の指定

避難場所は、遠別町地域防災計画第3章第5節「避難と受入、警戒区域の設定」によるものとする。

第6節 非常輸送

1 水防資器材、人員等の非常輸送

非常の場合の資器材、人員等の輸送は、遠別町地域防災計画第3章第11節「緊急輸送」によるものとする。

第7節 水防信号

1 水防信号

法第20条の規定により知事の定める水防信号は、次のとおりである。

区分	方法	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要
警戒信号		○休止 ○休止 ○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき又は気象台から気象の通報を受けたとき発する信号
出動第1号		○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号
出動第2号		○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難立退き)		乱 打	1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。

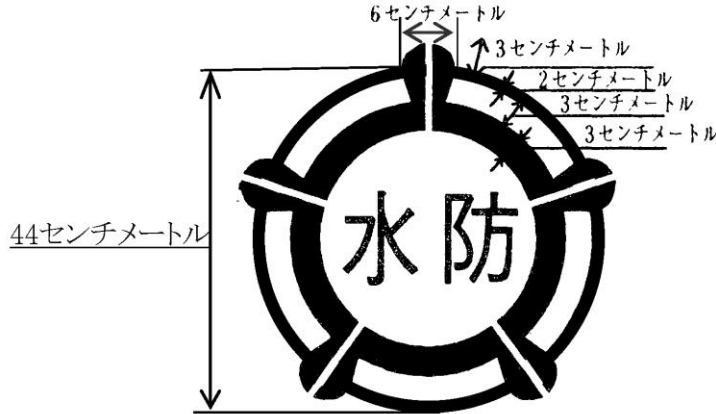
2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを防げない。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第8節 水防標識及び立入検査証

1 水防標識

法第18条の規定により知事の定めた水防のために出動する車両・船艇等の標識は次のとおりとする。



- 注 1 水防の字は赤とする。
 2 外枠は黒とする。

2 資料収集のための職員等の身分証明書

法第49条第1項に定める業務を行うための町の職員及び消防機関に属する者の身分証明書は次のとおりとする。

表	裏
<p style="text-align: center;">水防立入検査証</p> <p>所属</p> <p>職</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水防管理者 印</p>	<p style="text-align: center;">注 意</p> <p>1 本所は、他人に貸与しもしくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。</p> <p>2 本書は、身分は失ったときは直ちに発行者に返還すること。</p> <p>3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。</p>

第6章 公用負担及び公務災害補償

第6章 公用負担及び公務災害補償

第1節 公用負担

1 公用負担

法第28条の規定により公用負担命令を行うときは、別記様式2による公用負担命令書を交付して行うものとする。

- (1) 水防のため必要があるときは、水防管理者及び消防機関の長は次の権限を行使することができる。
- ア 必要な土地の一時使用
 - イ 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
 - ウ 車馬その他運搬具又は器具の使用
 - エ 工作物その他障害物の処分
- (2) 公用負担の権限を行使する者は、その身分を示す証明書を、またこれ等の者の命を受けた者は、別記様式1に定める委任を受けた証明書を携行し、関係人の請求があった場合は、これを呈示しなければならない。
- (3) 公用負担の権限を行使する者は、別記様式2に定める証票を2通作成して、当該権限を行使する場合その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

別記様式1

第 号	公 用 負 担 権 限 委 任 証 住 所 職 名 氏 名
上記の者に 地区における水防法第28条第1項の権限行使 について委任したことを証明する。 年 月 日	
委任者	氏名 印

縦 9cm 横 6cm

別記様式2

第 号	公 用 負 担 命 令 書 住 所 氏 名
水防法第28条第1項に規定により、次のとおり公用負担を命ずる。 1 目的物 (1) 所在地 (2) 名称 (3) 種類 (4) 数量 2 負担内容 (使用、収用、処分等について詳記すること)	
年 月 日	命令者 職 氏名 印

(日本工業規格 A4 版)

2 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条の規定により損失を補償しなければならない。

第2節 公務災害補償

1 公務災害補償

法第24条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となったときは、法第45条の規定に基づき、「北海道市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和32年2月13日条例第1号）の定めるところにより補償しなければならない。

第 7 章 水防報告

第7章 水防報告
第1節 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに留萌振興局長に報告するものとする。

- (1) 水防団及び消防の機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を要求したとき
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき

2 水防活動実績報告

水防管理団体は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、次の定める様式による水防活動実績報告を翌月5日までに留萌振興局長に2部提出するものとする。

水 防 活 動 実 績 報 告 書

自 年 月
至 年 月

区分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材 25 万円以上使用団体分			備考
	団体数	活 動 延人数	主要資材	その他 資 材	計	団体数	使 用 資 材 費		
							主要資材	その他資材	
町 分 前 回 迄		人	円	円	円				
月分 小 計									
累 積									
水防管理団体分 前 回 迄									
月分 小 計									
累 積							円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回まで」欄は、前回報告分にかかる「累積」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の使用額を記入すること。
- 4 「左のうち主要資材 25 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体の「累積」欄のみ記入すること。
- 5 備考欄には、具体的な災害名（台風第〇〇号、低気圧による大雨等）を記入すること。
- 6 用紙は、A4版横書きとする。

第 8 章 水防訓練

第8章 水防訓練
第1節 水防訓練

1 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、法第32条の2に定めるところにより、水防訓練を実施するものとする。